

平成17年第6回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成17年12月6日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 諸般の報告について
 - 日程第4 議案第64号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第5 議案第65号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第6 議案第66号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第7 議案第67号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第8 議案第68号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 - 日程第9 議案第69号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例について
 - 日程第10 議案第70号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
 - 日程第11 議案第71号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
 - 日程第12 議案第72号 本巢市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
 - 日程第13 議案第73号 本巢市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
 - 日程第14 議案第74号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少に関する協議について
 - 日程第15 議案第75号 西濃環境整備組合構成市町村の数の減少及び規約変更について
 - 日程第16 議案第76号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
 - 日程第17 議案第77号 本巢郡北方町の公の施設利用に関する協議について
 - 日程第18 議案第78号 市道路線の認定について
 - 日程第19 議案第79号 市道路線の廃止について
 - 日程第20 議案第80号 工事請負契約の変更契約の締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事）
 - 日程第21 議案第81号 工事請負契約の変更契約の締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事（OD槽））
 - 日程第22 議案第82号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
 - 日程第23 議案第83号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第24 議案第84号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第25 議案第85号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（21名）

1番	黒田 芳 弘	2番	舩 渡 洋 子
3番	鏑 本 規 之	4番	白 井 悦 子
5番	高 田 文 一	6番	高 橋 勝 美
7番	安 藤 重 夫	8番	道 下 和 茂
9番	浅 野 英 彦	10番	中 村 重 光
11番	村 瀬 明 義	12番	若 原 敏 郎
13番	瀬 川 治 男	14番	後 藤 壽 太 郎
15番	上 谷 政 明	16番	大 熊 和 久 子
17番	大 西 徳 三 郎	18番	戸 部 弘
19番	高 橋 秀 和	20番	遠 山 利 美
21番	鷓 飼 静 雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	内 藤 正 行	助 役	高 木 巧
収 入 役	守 屋 太 郎	参 与	溝 口 義 弘
教 育 長	高 橋 茂 徳	教 育 委 員 会	
産 業 建 設 部 長	服 部 次 男	事 務 局 長	堀 部 秀 夫
健 康 福 祉 部 長	宇 野 利 数	林 政 部 長	藤 原 俊 一
企 画 部 長	高 橋 武 夫	市 民 環 境 部 長	島 田 克 廣
上 下 水 道 部 長	林 賢 一	総 務 部 長	土 川 隆
		代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	坪 内 博	議 会 書 記	今 村 光 男
議 会 書 記	杉 山 昭 彦		

開会の宣告

議長（上谷政明君）

ただいまから平成17年第6回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 高田文一君と6番 高橋勝美君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（上谷政明君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月21日までの16日間とし、12月7日から12月18日までを休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日より12月21日までの16日間とし、12月7日から12月18日までを休会とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

議長（上谷政明君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

市長より行政報告をお願いします。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、アスベスト対策についてでございます。

アスベストにつきましては、11月15日の議会全員協議会におきましても御説明を申し上げましたが、ことし7月のアスベストにより健康被害問題を受けまして、平成8年度以前に建築された公共施設のうち、吹きつけ材が使用されていると思われる20施設28ヵ所について専門業者に調査を委託いたしました。その結果、昭和49年に建設された弾正小学校で、プロアー室の天井と壁に吹

きつけられた断熱吸音材から含有率17%のアスベストが検出されましたので、11月9日にアスベスト対策検討委員会を開催いたしまして、今後の対策を検討してまいったところでございます。

ブローア室は階段下の個室でして、常時施錠され、児童が出入りすることができない部屋であります。空気中のアスベストの飛散状況を調査するため濃度測定業務を委託いたしました結果、12月2日にアスベスト濃度結果の速報値が提出されましたので御報告いたします。

検査しましたのは、ブローア室内、ブローア室扉の外、廊下の各1カ所と屋外で2カ所の合計5カ所でございます。ブローア室では、大気1リットル中0.9本、その他の場所においては0.5本未満という結果でありました。アスベスト濃度の基準は、大気1リットル中10本であり、また自然界におけるアスベスト濃度は0.19本から2.83本であることから、現時点では、この弾正小学校のブローア室の問題は危険性はないものの、安全を期するため、小学校費の中で予算流用させていただきまして、1月中旬に除去をしてまいりたいと存ずるところでございます。

次に、フェロシルトについて御報告をいたします。

土壌埋め戻し材のフェロシルトにつきましては、11月29日の臨時議会におきまして御説明をいたしました。その後、石原産業からボーリング調査の結果を踏まえました撤去計画書が提出されましたので、その内容について御報告いたします。

ボーリング調査の結果、撤去を要するフェロシルトと土砂の総量は約3万4,700トンで、回収作業の期間は12月中旬から来年2月末となっております。今後、具体的な日程や作業方法につきまして地元説明会を開催し、工事に着手したいとのことでございます。

次に、地方分権改革の三位一体改革の動向について御報告いたします。

これまで、全国市長会を初めとする地方六団体におきましては、過度に中央に集中する権限、あるいは財源を住民に身近な地方自治体に移し、地域ニーズに応じた、多様で透明性の高い住民サービスを提供できる体制を確立するとともに、国のむだを排して、全体として、国と地方を通じたの行財政のスリム化につながる地方分権改革を進めるよう主張してまいりました。

三位一体改革の三つの柱の一つであります、3兆円の税源移譲に見合う国の補助金削減のうち、明確にされていなかった6,000億円につきまして、12月1日の地方六団体による国と地方の協議の場において、政府・与党の合意内容が示されました。この政府・与党合意によりますと、3兆円という大規模な税源移譲を基幹税により行うこととしておりまして、これまでにない画期的な改革であり、今後の地方分権を進める上において大きな前進であります。

また、地方の改革案から除外しておりました、生活保護に係る国庫負担金の削減が盛り込まれなかったことは、全国市長会などによる国への要望活動の成果でありましたが、一方で、児童扶養手当の国庫負担が現行4分の3から3分の1に、児童手当の国庫負担が現行3分の2から3分の1に負担率が引き下げられましたことは、真の地方分権改革の理念に添わないものであり、今後の課題ということになるわけであります。

本巢市の場合において、この政府・与党の合意内容によりまして試算いたしますと、生活保護に係る国庫負担金は17年度見込みで約7,000万円であり、厚生労働省案では、この7,000万円が国庫負

担から削減されまして市の負担となり、これに見合う分について税源移譲するとされておりましたが、撤回され、従来どおりの国の負担となりました。

一方、児童扶養手当及び児童手当につきましては、負担率が下げられたことにより、児童扶養手当で約 2,800万円の負担増となり、児童手当につきましては、県と市町村との負担割合など、詳細については明らかにされておりませんが、約 2,300万円の負担増となり、合わせて 5,100万円の負担増となる見込みでございます。

このことにつきましては、お手元に三位一体改革案に基づく内容についてということで、17年度を例とした見込みでお渡ししてございますのでごらんいただきたいと思います。生活保護費は撤回されたわけでございますけれども、これによりまして従来どおりの負担になって、国・市の関係は従来どおりで 7,000万円と 2,300万円と、こういうことになります。

それから、かわりに児童扶養手当が、このようになりまして約 2,800万円の増と。児童手当が 2,300万円の負担増ということになりまして、差し引きしまして約 2,000万円ほど下がったわけでございますが、この児童扶養手当、児童手当の負担増につきましては税源移譲ということで税収に移譲されたわけでございますが、この税収で、果たしてどれだけ移譲されるかと。本市の市益、税収が上がるかということにつきましては、なかなか今の段階では試算できませんので、皆様方にお示しするわけにはいきませんが、果たしてとんとんでいくのか、税収の方が、この 5,000万より下がるのか、その辺のところを十分見きわめていかなければならぬのですが、下がった場合には交付税で補てんすると。また、都市の場合なんかは、むしろ上がってきますので、そうしたところは交付税を下げるといような調整がなされるという、これが三位一体改革でございますが、そういう形になろうかと思えます。

税源移譲につきましては、これまでの国庫補助負担金の改革の結果を踏まえておおむね 3 兆円規模とされ、18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として実施される見込みであります。18年度予算においては税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置されることとあります。

今後、地方自治体の自由度を高め、住民の皆様により身近で、地域の特性に合った施策を展開するために、国と地方の役割を見直し、財政面での自立が図れるよう国への要望活動に努めますとともに、今年度に策定を進めております行政改革大綱及び実施計画に基づきまして、さらなる行財政改革を推進してまいり所存でございます。

次に、本巣市コミュニティーバスの「もとバス」について御報告をいたします。

もとバスは、公共交通機関のネットワーク化を図りますため、昨年10月に東コース・西コースの 2 路線で運行開始しまして 1 年 2 ヶ月が経過いたしました。この間、7 月には、16 年度に実施した実証実験調査に基づきまして運行路線の一部見直しを行った結果、6 月までの 1 日平均利用人員は 21.8 人でありましたが、7 月以降は 25.5 人と、わずかではございますが増加しております。

また、8 月から 10 月までの 3 ヶ月間、各バス停の乗降調査を実施しましたので、この調査の結果や市民の皆様を初め、これまでいただきました多くの御意見や、大規模商業施設、パローとかモレ

ラ岐阜等のオープンなどの状況を踏まえまして、来年4月には路線の変更とか1便当たり所要時間の短縮などの見直しを図ってまいりたいと考えています。

早春淡墨桜浪漫ウオークにかかわります件につきまして御報告をいたします。

この大会は、一宮市から根尾地域の淡墨桜までを歩く60キロコースを初め、途中から同コースに合流する38キロ、28キロ、15キロの各コースと文化財を訪ねる市内の4コース、これは新設でございますが、一宮市内の2コースがあり、全国から毎年1,500人余りのウォーカーが参加されます。

特に今年度につきましては、青森県弘前市、埼玉県東松山市、東京都武蔵野市、愛媛県今治市、熊本県八代市で実施されております「日本さくらウォーキングリーグ」、愛称、さくらリーグとっておりますが、これに加盟することといたしたわけでありまして。11月18日には、その一つであります熊本県八代市で開催されました第11回九州スリーデーマーチの歓迎式典に出席しまして、新加盟のあかしとして、淡墨桜の苗木の記念植樹も行っておりましてでございます。

来年3月18日と19日の2日間にわたりまして開催します早春淡墨桜浪漫ウオークは、より多くの参加者が見込まれておりまして、12月中には市のホームページなどでもPRをしてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、鳥インフルエンザ対策について御報告をいたします。

鳥インフルエンザウイルスにつきましては、自然界において、水鳥など多くの鳥類に感染しますが、中でもニワトリ、カモなどが死亡してしまう重篤な症状を来すものを高病原性鳥インフルエンザといいます。

鳥インフルエンザウイルスは、通常、人に感染することはめったにありませんが、これまで人に感染しなかったインフルエンザウイルスが人に感染するようになりまして、平成15年12月以降では、日本での感染事例はございませんけれども、タイ、ベトナム、インドネシアなどの東南アジアを中心に感染が確認され、125人の感染事例がございます。また、現在のところ、発生は確認されておきませんが、人や豚などを介して体内で変異したインフルエンザウイルスが人から人へ感染する新型インフルエンザの世界的な流行が心配されております。

こうした状況を踏まえまして、国におきましては、ことし10月に新型インフルエンザ対策推進本部が設置され、その対策のための行動計画が策定されました。県におきましては、ことし7月に高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアルを策定し、人への感染防止対策を図っておりまして、今月には県の行動計画も発表される予定であります。本巣市におきましても、畜舎消毒事業を実施するとともに、ことし7月から8月にかけて、養鶏農家全戸を対象に鳥インフルエンザのモニタリング調査やサルモネラ菌調査等を実施した結果、感染は発見されませんでした。また、他の病原菌もなく、施設の清浄性も確認されております。

今後、養鶏農家に対して、飼養衛生管理規準を遵守するよう指導していくとともに、県の行動計画を踏まえまして、一つには新型インフルエンザに関する情報の収集及び共有化、二つ目に鳥インフルエンザへの対応、三つ目に市民への情報提供や窓口相談などを目的とします庁内連絡会議を設置しまして、市民への被害防止に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、冬季の省エネルギー対策について御報告をいたします。

国におきましては、冬の地球温暖化防止策として、冬季の省エネルギー対策を取りまとめられまして、暖房の室内温度を下げて、ベストやセーターなどを着こなすウオームビズが提唱されております。市といたしましての省エネルギー対策としましては、6月中旬から9月末までの間、ノーネクタイで上着を着用しないクールビズを実施いたしました。12月から来年3月までの冬季におきまして、暖房温度を19度に設定し、ウオームビズを実施することといたしました。また、企業や家庭におきましても、暖房温度を20度に設定することや深夜の消灯・減灯などの省エネルギー対策に取り組んでいただくよう、ホームページや広報紙でPRしているところでございます。

次に、国勢調査の人口の概数が出ましたので、御報告をいたします。10月1日に実施しました国勢調査の概算集計でございまして、未確定ではございますが、人口が3万4,603人、5年前の12年には3万3,900人でございましたので703人の増、102.1%、このような数字が出ておりますので、御報告をさせていただきます。

以上で行政報告を終わりといたします。

議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第64号から日程第13 議案第73号まで（上程・説明・質疑・委員会付託）

議長（上谷政明君）

これより日程第4、議案第64号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第73号 本巣市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第64号 本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議会議員の報酬及び特別職等の給与の改定につきましては、合併前の事務事業の調整におきまして、合併協議会で協議する報酬等の額は新市施行時の暫定とし、新市施行後、新市の報酬等審議会で改めて協議するものとされておりました。10月3日に本巣市特別職報酬等審議会から答申をいただきましたので、この答申に基づき、議会議員の報酬月額について改正するものでございます。

議案第65号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第64号の本巣市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例と同様に、本巣市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長・助役・収入役の給料月額について改正するものでございます。

議案第66号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第66号につきましても、議案第64号議案と同様に、本巢市特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の給料月額を改正するものでございます。

次に、議案第67号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の制定に伴い、改正するものでございます。

議案第68号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案第67号の本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例と同様に、刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の制定に伴い、改正するものでございます。

以上の詳細につきましては、総務部長から御説明を申し上げます。

議案第69号 本巢市下水道条例の一部を改正する条例についてでございますが、新規受益者負担金につきまして、一般世帯と事業所等について均衡を図るため改正するものでございます。

議案第70号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、開発に伴う商業施設に対応するため、改正するものでございます。

議案第71号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは新規受益者負担金につきまして、一般世帯と事業者等について均衡を図るため改正するものでございます。

議案第72号 本巢市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、事業完了地区を削り、他の地区との統一を図りますため、改正をいたすものでございます。

次に、議案第73号 本巢市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、樽見簡易水道の給水区域を拡張したことによりまして、給水区域を改めるために提出させていただくものでございます。

以上の詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（上谷政明君）

議案第64号から議案第68号までの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 土川 隆君。

総務部長（土川 隆君）

では、お手元に配付済みであります議案資料の中で、中ほどに49ページがありまして、その次に本巢市条例改正の概要というのがあります。その2枚後に、新旧対照表ということで、右肩上に1とページが付してあります。その資料をもとに説明をさせていただきます。

まず議案第64号でございますが、右の欄を見ていただきますと、現行で報酬月額、議長につきましては28万円、副議長につきましては24万円、議員につきましては22万円ということになっております。この月額を、左の欄、改正案でございますが、議長、報酬月額35万円、副議長、報酬月額30

万円、議員27万円という金額に改めていきたいということであります。

なお、施行期日は18年4月1日からということであります。

続きまして、議案第65号でございますが、次の2ページをごらんいただきたいと思います。

右の欄が現行であります。市長、給料月額が74万円、助役60万円、収入役56万円であります。この月額を、左の欄、改正案でございますが、市長83万円、助役65万円、収入役62万円に改めていきたいということであります。

施行期日は、18年4月1日からということであります。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

議案第66号でございます。

教育長の給料月額、右側欄、現行ですが、月額54万5,000円であります。この月額につきまして、左側欄、改正案につきまして、月額58万円に改めていきたいというものであります。

施行期日は、18年4月1日からということであります。

続きまして、4ページでございますが、議案第67号でございます。

本業市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例というのがありまして、その条例の第11条で休業補償という項目がございます。その休業補償の中で「監獄」という字句が使用されておりますが、この字句につきましては、監獄法に基づいて明治41年に制定されたものであります。その法律につきましては、平成17年5月に刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律というのが制定されまして、「監獄」を「刑事施設」という字句に改めていきたいというものであります。休業補償等につきましての制度的な内容につきましては、全く変更がないということであります。

続きまして、5ページですが、本業市消防団員等公務災害補償条例についてであります。この内容につきましても休業補償という項目に「監獄」といった字句が使用されております。これにつきましても、先ほど申し上げた内容と同じものでございまして、「刑事施設」に改めるものであります。制度の内容には変更がないということであります。御理解いただきたいと思います。以上で終わります。

議長（上谷政明君）

議案第69号から議案第73号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林 賢一君。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、議案第69号 本業市下水道条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

同じ新旧対照表の6ページをごらんください。

第2条第1項中に事業所等の定義がないため、第9号として、「事業所等 一般家庭以外の店舗、アパート、娯楽施設、事務所、作業所等」の字句を加えます。これに伴い、第9号を第10号に、第10号を第11号とします。

第16条中の新規受益者の負担金について、一般世帯と事業所等の均衡を図るために、「1戸当たり40万円」を「別表第1に掲げる金額」とし、7ページの別表第1のとおり、一般世帯は1戸当たり40万円に、事業所等については、10人以下は40万円、11人以上100人未満は「浄化槽人員が10人以下の金額に浄化槽人員1人増える毎に3万円を乗じて得た額を加算した額」に改正するものでございます。

加算額につきましては、前の11ページに添付資料がつけてございます。これにつきましては、下水道事業推進審議会の答申に基づいたものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

また、新旧対照表の6ページに戻りますが、第19条第1項中「別表第1」を「別表第2」に、「(別表第2)」を「(別表第3)」に、3号中「一般世帯以外」を「事業所等」に、また8ページの別表第2の従量制の欄外中「一般世帯以外」を「事業所等」に、「別表第2」を「別表第3」に改めるものでございます。

続きまして、議案第70号 本巣市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例でございますが、新旧対照表の9ページをごらんください。

商業施設の進出に伴い、別表中の事業所等の上限が現行は「100人未満」となっているため加入ができないことから、上限を撤廃し、分担金については農業集落排水事業分担金徴収条例の真正地区と同様に、「浄化槽人員が11人以上50人未満の金額に浄化槽人員が10人増える毎に5万円を加算した額」とするものでございます。

また、字句の統一を図るために、別表中分担金額の欄の「排水人口」を「浄化槽人員」に、備考2中「排水人口」を「浄化槽人員」に、「人口」を「人員」に改めるものでございます。

続きまして、議案第71号 本巣市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてでございますが、新旧対照表の11ページをごらんください。新規受益者負担金を下水道条例と同様に改正するもので、第14条中「1戸当たり40万円」を「別表第2に掲げる金額」とし、12ページの別表第2のとおり、一般世帯は1戸当たり40万円に、事業所等については、10人以下は40万円、11人以上50人未満は「浄化槽人員が10人以下の金額に浄化槽人員1人増える毎に3万円を乗じて得た額を加算した額」に改正するものでございます。11ページに戻りますが、第17条第1項中「別表第2」を「別表第3」に、「(別表第3)」を「(別表第4)」に、3号中「一般世帯以外」を「事業所等」に、また12ページの別表第2の従量制の欄外中「一般世帯以外」を「事業所等」に、「別表第3」を「別表第4」に改めるものでございます。

続きまして、議案第72号 本巣市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきまして、大変申しわけありませんでしたが、字句に訂正がありましたので、差しかえをさせていただいております。訂正箇所は、別表第2表中、分担金額等の項中「浄化槽人員等」に改正するものが「浄化槽人員」となっておりましたので、差しかえをさせていただきました。大変申しわけありませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

新旧対照表の13ページでございますが、提案理由のとおり、別表第1及び第2表中高尾・平野地区が事業完了しているため、削除するものでございます。

また、別表第2表中東外山・日当・神海地区において該当する事業所等がないことから、加入規模を真正地区と統一を図るために、「50人以上 100人未満」の欄を削除するものでございます。

また、別表第2表中、分担金額等の項中の「排水人口」を「浄化槽人員」に、備考2中「排水人口」を「浄化槽人員」に、「人口」を「人員」に改めるものでございます。

続きまして、議案第73号 本巢市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由のとおり、第2条中の表中に樽見簡易水道事業の拡張工事の完了に伴い、別添、給水区域図が条例の後につけてございますが、根尾東板屋、根尾西板屋地区を給水区域に追加するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（上谷政明君）

議案第64号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号については委員会付託を省略し、各常任委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第64号は委員会付託を省略し、各常任委員会で審査をすることに決定いたしました。

議案第65号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号については、総務企画委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第65号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第66号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第66号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第67号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第67号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第68号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第68号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

議案第69号 本巣市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第69号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

議案第70号 本巢市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第70号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

議案第71号 本巢市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第71号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

議案第72号 本巢市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第72号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第72号は産業建設委員会に付託することに決定いたし

ました。

議案第73号 本巢市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第73号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第74号から日程第17 議案第77号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

これより日程第14、議案第74号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少に関する協議についてから日程第17、議案第77号 本巢郡北方町の公の施設利用に関する協議についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第74号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少に関する協議についてでございます。

平成18年3月27日に、養老郡上石津町及び安八郡墨俣町が大垣市に編入合併されることに伴いまして、同年3月26日で上石津町及び墨俣町を脱退させることにより、岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数を減少するものでございます。

議案第75号 西濃環境整備組合構成市町の数の減少及び規約変更についてでございます。

平成18年3月27日に安八郡墨俣町が大垣市に編入合併されることに伴いまして、3月26日で墨俣町を脱退させることにより、西濃環境整備組合構成市町の数を減少するとともに、規約の所要の変更を行うものでございます。

議案第76号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてでございます。

羽島郡柳津町が平成18年1月1日に岐阜市と編入合併するとともに、養老郡上石津町及び安八郡墨俣町が平成18年3月27日に大垣市と編入合併することによりまして、この規約を定めようとするものでございます。

次に、議案第77号 本巢郡北方町の公の施設利用に関する協議についてでございます。

北方町の公共下水道施設を本県市民が利用することに関しまして、地方自治法第 244条の3 第2項の規定により協議するとともに、同条第3項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第77号の詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。

議長（上谷政明君）

議案第74号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

議案第74号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第74号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少に関する協議については、可決することに決定いたしました。

議案第75号 西濃環境整備組合構成市町の数の減少及び規約変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

議案第75号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第75号 西濃環境整備組合構成市町の数の減少及び規約変更については、可決することに決定いたしました。

議案第76号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

議案第76号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第76号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議については、可決することに決定いたしました。

議案第77号 本巣郡北方町の公の施設利用に関する協議についてを議題といたします。

議案第77号の補足説明を上下水道部長より求めます。

上下水道部長 林 賢一君。

上下水道部長（林 賢一君）

議案第77号 本巣郡北方町の公の施設利用に関する協議について、補足説明をさせていただきます。

22ページ、位置図の本巣市上真桑字堤合地内ほか、北方町平成一丁目に進出する商業施設におい

てでございます。この施設におきまして、真正地区の農業集落排水処理施設の供用開始前に開店されるなどによりましてつなぎ込みができないため、事業者より、隣接する北方町の下水道に加入したい旨の上申書に基づき、本巢市の市民が北方町の下水道施設を利用することに関し、地方自治法第244条の3第2項の規定により、利用条件に基づきまして別添の協議書により協議するものでございます。

利用に基づく負担金等は、利用者が負担をすることになってございますので、よろしく願います。

議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

議案第77号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第77号 本巢郡北方町の公の施設利用に関する協議については、可決することに決定をいたしました。

暫時休憩をします。35分から再開しますので、20分ほど御休憩をお願いしたいと思います。

午前10時15分 休憩

午前10時35分 再開

議長（上谷政明君）

再開します。

日程第18 議案第78号及び日程第19 議案第79号（上程・説明・質疑・委員会付託）

議長（上谷政明君）

日程第18、議案第78号 市道路線の認定についてと日程第19、議案第79号 市道路線の廃止についてを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第78号 市道路線の認定について御説明を申し上げます。

開発等によりまして道路整備が行われ、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により御提案するものでございます。

次に、議案第79号 市道路線の廃止についてでございますが、住民福祉の向上及び産業振興に資しますため市道の路線を廃止する必要がありますので、道路法第10条第3項の規定により御提案するものでございます。

以上の2議案につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（上谷政明君）

議案第78号及び議案第79号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、議案第78号 市道路線の認定について補足の説明をさせていただきます。

資料の24ページをごらんいただきたいと思います。

まず本巢1251号線につきましては、文殊字村前でございまして、道路の延長が184メートル、幅員が5メートルでございます。

それと26ページ以降に認定図面が添付してございますので、同時にごらんをいただきたいと思います。ただいま説明しましたのは、26ページの認定図でございます。

次に糸貫1285号線、見延字旦内地内でございまして、延長が55メートル、幅員が5メートル。27ページが認定図でございます。

それから、次に糸貫2176号線、屋井字池島でございまして、延長が43メートル、幅員が5メートル。

次に糸貫2177号線、同じく池島でございまして、延長65メートル、幅員が5メートルと。

その次に糸貫2178号線、同じく池島で延長85メートル、幅員5メートル。図面は28ページでございます。

次に糸貫2179号線、屋井字天神でございまして、延長が62メートル、幅員が6メートル。図面につきましては、29ページでございます。

それから糸貫2180号線、屋井字寺後、延長が44メートル、幅員が6メートルでございます。図面は30ページでございます。

それから糸貫2181号線、七五三字花笠・溝合でございまして、延長が143メートル、幅員が5メ

ートル。

それから糸貫2182号線、七五三字宮東でございまして、延長が75メートル、幅員が5メートルと。図面番号は31でございます。

それから糸貫2183号線、早野字村前でございまして、延長が38メートル、幅員6メートル。図面番号は32でございます。

次に糸貫4221号線、春近字中島、延長が41メートル、幅員6メートルでございます。図面番号は33でございます。

次に糸貫4222号線、仏生寺字天神でございまして、延長が61メートル、幅員が4メートル。図面番号は34でございます。

次に真正2355号線、下真桑の桑原、延長が37メートル、幅員が6メートルでございまして、図面番号は35でございます。

真正2356号線、下真桑字高田、延長が95メートル、幅員が5メートル。図面番号36でございます。

真正2357号線、下真桑の神明、延長59メートル、幅員5メートル。図面番号は37でございます。

真正2358号線、下真桑の桑原、延長49メートル、幅員5メートル。図面番号は38でございます。

真正2359号線、下真桑の花地でございまして、延長113メートル、幅員6メートル。図面番号は38でございます。

はねていただきまして25ページ、真正2360号線、上真桑の西境、延長75メートル、幅員5メートル。図面番号は39でございます。

次に真正2361号線、下真桑字桑原、延長91メートル、幅員が5メートル。図面番号は35でございます。

真正2362号線、下真桑字堀之内、延長63メートル、幅員5メートル。図面番号は40でございます。

それから、次に真正2363号線につきましては、上真桑の本郷でございまして、延長93メートル、幅員6メートルでございます。

以上21路線につきましては、宅地開発に伴いまして、寄附を受けて認定するものでございます。

なお、それぞれの開発協議の中で協議し、基準を満たしたものでございます。

続きまして真正2364号線、政田字竹後、延長15メートル、幅員3メートル。これは図面番号42。

それから真正3407号線、小柿の下起、延長70メートル、幅員が5.8メートル。これにつきましては市が管理してきました道路であります。認定から漏れておりましたので、今回、路線認定をお願いするものでございます。

以上が市道路線の認定の補足説明でございます。

続きまして、議案第79号 市道路線の廃止について御説明をさせていただきます。

45ページをごらんいただきたいと思います。

本巢2138号線、山口の西平でございます。この廃止につきましては、本巢地域のストックヤード

開発に伴う市道の廃止でございます。

なお、地元の関係者につきましては同意をいただいております。図面番号は46でございます。

続きまして真正1078号線、浅木字西ノ筋でございますが、この路線の廃止につきましては開発に伴いまして廃止するものでございます。

なお、この路線につきましても、地元関係者の廃止に伴う同意をいただいておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

議長（上谷政明君）

議案第78号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第78号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

議案第79号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第79号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第80号及び日程第21 議案第81号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（上谷政明君）

日程第20、議案第80号 工事請負契約の変更契約の締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事）と日程第21、議案第81号 工事請負契約の変更契約の締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事（OD槽））を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第80号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、平成16年12月24日に請負契約を締結しました農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事につきまして、変更契約を締結いたしたいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議案第81号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、これは平成17年8月24日に請負契約を締結しました農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事（OD槽）につきまして、変更契約を締結いたしたいので、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をいたごうとするものでございます。

この2議案につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（上谷政明君）

議案第80号及び議案第81号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林 賢一君。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、議案第80号 工事請負契約の変更契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事と農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事（OD槽）におきまして、同一施工者、同一場所及び工期が一部重なったため、積算基準では合算して諸経費を算出する規定になっております。これに基づき、請負工事費が減額となりましたので、契約変更をするものでございます。減額の額は291万6,900円で、変更契約額は3億2,993万3,100円となります。

続きまして、議案第81号につきましても同様でございます。減額の額は508万5,150円で、変更契約額は1億9,493万9,850円となるものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（上谷政明君）

議案第80号 工事請負契約の変更契約の締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第80号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

議案第80号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第80号 工事請負契約の変更契約の締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事）は、可決することに決定いたしました。

議案第81号 工事請負契約の変更契約の締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事（OD槽））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第81号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

議案第81号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第81号 工事請負契約の変更契約の締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事（OD槽））は、可決することに決定しました。

議長（上谷政明君）

日程第22、議案第82号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてから日程第25、議案第85号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第82号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,001万2,000円の補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、市民税、固定資産税の増額と財政調整基金からの繰入金の減額が主なものでございます。また、歳出では、国道改良工事負担金、西部連絡道路整備等の土木費及び支援費制度関係諸経費などの民生費の増額と、農業集落排水特別会計への繰出金の減額が主なものでございます。詳細につきましては、助役から御説明を申し上げます。

議案第83号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

事業勘定の歳出におきまして、葬祭費137万5,000円を増額し、予備費で同額を減額するとともに、施設勘定におきまして、歳入で外来収入の増額と、歳出で医薬材料費の増額など、歳入歳出それぞれ550万円の補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、市民環境部長より御説明を申し上げます。

議案第84号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,523万4,000円の補正をお願いするものでございます。歳入で、県補助金の増額と一般会計からの繰入金の減額、歳出で、真正地区農業集落排水事業費の増額が主なものでございます。詳細につきましては、上下水道部長より御説明申し上げます。

議案第85号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）についてでございますが、収益的収入及び支出におきまして、それぞれ2,589万5,000円、また資本的収入及び支出におきまして、収入で420万円、支出で1,680万円の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（上谷政明君）

議案第82号から議案第85号までは、明日の全員協議会で詳細に説明してもらいます。補足説明は簡略にお願いをしたいと思います。

議案第82号の補足説明を助役に求めます。

助役 高木 巧君。

助役（高木 巧君）

それでは、議案第82号 平成17年度本巢市一般会計補正予算（第4号）につきまして補足の説明

をさせていただきます。

9ページからの事項別明細書で御説明を申し上げたいと思います。9ページをお開きいただきたいと思います。9ページ、最初に歳入でございますが、その補正額の大なるものにつきまして御説明を申し上げます。

まず最初の枠でございますが、市民税のうち個人分ということで、補正額 3,711万 3,000円でございます。これは、説明欄記載のとおり、主に給与所得者数の増に伴う所得割の 3,620万円余の増額に伴うものでございます。

その下の枠でございますが、固定資産税の関係でございます。補正額が 4,850万円余でございます。これにつきましては、節欄にございますように、まず現年課税分といたしまして 2,400万円余。これは主に、償却資産の減価償却下落率の確定に伴うものでございます。その下、滞納繰越分がございます。2,440万円余でございますが、これは主に都築紡績の滞納分による増額に伴うものでございます。

それから一番下の枠でございますが、国庫負担金、目で民生費国庫負担金ということで、補正額 1,460万円余でございます。これは、居宅支援及び施設支援対象者の増に伴う2分の1相当分の国庫負担金の増額によるものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。10ページ、一番上でございますが、国庫負担金の災害復旧費国庫負担金、補正額が 226万円余でございます。これは、去る9月4日から7日にかけての豪雨によりまして発生をいたしました、根尾大井谷川地区の河川災害復旧事業に係る国庫負担金の増額分でございます。

その下、国庫補助金、教育費国庫補助金でございますが、補正額 155万円余でございますが、これにつきましては小学校費及び中学校費の準要保護児童援助費国庫補助金の廃止に伴います減額分でございますが、これは三位一体改革の対象補助金でございまして、交付税措置が既になされておるものでございます。

その下、県支出金、県負担金の民生費県負担金でございます。補正額 282万円余でございますが、これにつきましては、先ほど民生費の国庫負担金でも説明申し上げましたが、居宅支援及び施設支援対象者の増に伴う県負担金の増額分ということでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。11ページの一番上でございますけれども、県補助金のうち災害復旧費補助金が新增でございますが、補助額で 259万円余でございます。これにつきましては、去る7月3日から4日にかけての豪雨によりまして発生をいたしました、根尾・門脇地区及び緑地区の農地及び農業用施設の災害復旧に係る補助金でございます。

その下の枠で寄附金がございますが、二つ目の教育費寄附金、補正額 200万円でございます。これは、真正下真桑地区にお住まいの安藤様から、真正地域小・中学校図書購入のためとして寄附を受けたものでございます。200万円でございます。

その下、繰入金でございますが、目欄、財政調整基金繰入金ということで補正額 9,000万でございます。これは、財源調整によりまして財政調整基金からの繰入金を減額するものでござい

す。

12ページをお開きいただきたいと思います。12ページ、上の枠でございますが、雑入のうち、目欄の雑入、補正額が1,834万円増額をさせていただきたいというものでございまして、このうちの、説明欄、介護給付費市町村負担金精算金ということで898万円余の増額でございますが、これは前年度の介護給付費の精算金でございます。それから、その下、道路改良事業負担金でございますが、これは大規模商業施設周辺整備事業における樽見鉄道踏切等の改良事業に係る負担の増額1,534万円余と、その下、樽見鉄道新駅整備事業負担金は590万円余でございますが、これは同様理由による新駅整備に係る負担金の減額分でございます。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。ここからが歳出になります。歳出関係についても、補正額の大なるものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、総務管理費の一般管理費、補正額345万円余がございまして、本巢市の条例等、例規の改正増に伴いまして、市の例規データベースの借上料の増額をお願いするものでございます。

それから、目の企画費で320万円余がございまして、これは増になるものと減になるものとの差額でマイナスになっておりますけれども、説明欄におきまして、その詳細を説明させていただきます。

まず、需用費のところでは146万円余の増額をお願いするものでございます。146万7,000円の増額の理由、説明欄に消耗品費と印刷製本費で説明させていただいておりますが、これは主に公共的施設等に市民憲章掲出用額縁の購入のための消耗品費、それから市民憲章印刷のための印刷製本費ということでございます。その下に委託料で100万円を計上させていただいておりますが、説明欄記載のとおり、市民憲章石碑作成委託料ということでございます。これにつきましては、旧の町村ごとに村民憲章、町民憲章というものが設置をされておまして、それぞれの庁舎の前に石碑がございました。その石碑を、新しくつくりました市民憲章に変えたいというものに対する委託料をお願いするものでございます。それから、公有財産購入費で1,100万円余がございまして、これにつきましては、当初、市で購入予定の大規模商業施設関連の進入路用地が開発業者サイドの整備区域となったことに伴います減額でございます。それから、その下の負担金、補助及び交付金のうち、鉄道施設維持管理負担金ということで510万円の増額をお願いするものでございますが、これは新駅整備に係ります樽見鉄道施設の維持管理のための負担金でございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。14ページの一番上の枠でございますが、社会福祉費の障害者福祉費、補正額2,920万円余でございますが、このうち大きなものとしましては、節欄の扶助費2,800万円余がございまして、内訳として説明欄、施設支援費、居宅支援費等は、支援を必要とする人数の見込み増に伴う増額分をお願いをしたいというものでございます。

その下、老人福祉費で365万円余の増額をお願いするものでございますが、これにつきましては介護給付費の増に伴います、もとす広域連合への負担金の増額をお願いするものでございます。

それから、児童福祉総務費、補正額314万円のうち、主なものにつきましては節欄の一番上、報償費240万円をお願いするわけでございますが、説明欄記載のとおり出産祝金でございまして、こ

これは根尾地域の第1子、第2子、それから根尾地域を除くその他の地域の第3子以降の人数増に伴います出産祝金の増額をお願いするものでございます。

その下の枠で、衛生費の清掃費、下水処理費でございますが、補正額 1億2,380万円余がございまして、これは農業集落排水特別会計内における財源調整による一般会計からの繰出金の減額をお願いするものでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。15ページは、一番下の枠、土木費の道路橋りょう費の道路維持費600万円の増額補正をお願いするものでございますが、これにつきましては点検・補修等、緊急に修繕を要するものに対応するための維持修繕委託料をお願いするものでございます。

目のその下、道路新設改良費9,155万円余の増額をお願いするものでございますが、このうち、節欄の工事請負費1,400万円につきましては、補助対象事業の組み替えに伴います西部連絡道路整備事業の増額をお願いするものでございます。それから、その下に公有財産購入費ということで3,583万円余を計上させていただいておりますが、これは西部連絡道路整備事業及び商業施設周辺整備事業を進めるに当たりまして、土地開発基金用地を買い戻しするために要する経費をお願いするものでございます。それから、その下に負担金、補助及び交付金がございまして4,094万円余の増額補正をお願いするものでございますが、そのうちの鉄道施設維持管理負担金434万円余は、踏切改良に伴います樽見鉄道に対する維持管理負担金としてお願いをするものでございます。その下に、国道改良工事負担金で3,660万円の増額補正をお願いしておりますが、これにつきましては大規模商業施設周辺の都市計画道路、長良・糸貫線の改良事業費が2億1,300万円に増額をしていただきましたことに伴いまして、その20%相当分の市の負担金をお願いするものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。16ページの一番上の箱でございますが、道路橋りょう費の橋りょう新設改良費、補正額1,100万円。これは、根尾地域桜橋歩道橋工事の入札差金に伴う工事請負費の減額をお願いするものでございます。

その下の枠、河川費の河川改良費、補正額が2,890万円余を計上させていただいておりますが、節欄の三つ目、工事請負費、ここに2,600万円の増額をお願いいたしております。これは、真正地域の竹後・溝口・宗慶・小柿地内及び糸貫地域の中野地内の排水路改良工事に伴います増額をお願いするものでございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。17ページの一番下の枠でございますが、教育費の中学校費の学校管理費、補正額503万円余でございますけれども、節欄の工事請負費のところでは483万円の増額補正をお願いいたしております。これは、糸貫中学校の体育館の東側壁面にタイルで施工してございますが、このタイルのはがれを改修する費用をお願いするものでございます。

19ページをお開きいただきたいと思います。二つ目の箱で、農林水産業施設災害復旧費、農業災害復旧費でございますが、これにつきましては、先ほどの歳入の県補助金の項目で説明を申し上げましたとおり、根尾地内における農業災害復旧工事費439万円をお願いするものでございますし、その下、公共土木施設災害復旧費の土木施設災害復旧費、補正額340万円の増額でございますが、これも先ほどの歳入のところでも御説明を申し上げましたが、9月4日の豪雨によりまして発生を

いたしました根尾地内におきます土木施設の災害復旧工事費でございます。

その下に予備費ということで、補正額 310万円余の増額補正をお願いいたしておりますが、歳入歳出を精査いたしまして 310万円余の増額補正をお願いするものでございます。

20ページは特別職の給与費の明細、そして21ページは地方債のそれぞれの年度の現在高、また見込み額を記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。

以上で一般会計補正予算に係ります説明を終わらせていただきます。

議長（上谷政明君）

議案第83号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 島田克廣君。

市民環境部長（島田克廣君）

それでは、議案第83号 平成17年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、簡単に補足説明をさせていただきます。

事業勘定からお願いしたいと思います。4ページでございます。

歳出でございますけれども、1目葬祭費、19節負担金、補助及び交付金でございます。137万5,000円、55人分の葬祭費でございます。

予備費におきまして、同額を減額するものでございます。

次に、施設勘定に参りまして、5ページをお開き願いたいと思えます。

歳入でございますけれども、外来収入で補正額が550万円ということでございます。

次に、歳出でございますけれども、10ページをお開き願いたいと思えます。

中ほどでございますけれども、医業費の3目医療用衛生材料費でございます。11節の需用費960万円でございますが、医薬材料代でございます。以上でございます。

議長（上谷政明君）

議案第84号及び議案第85号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 林 賢一君。

上下水道部長（林 賢一君）

議案第84号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

7ページをごらんください。分担金の真正地区受益者分担金でございますが、補償費の増額分の5%でございます。

県補助金の特定基盤整備推進交付金につきましては、神海・真正地区の平成16年度補助金に対する交付金でございます。

諸収入の消費税還付金の減額は、前年度事業費を繰り越したことによる減額でございます。

市債の農業集落排水事業債は、事業費増に伴う増額分でございます。

続きまして歳出でございますが、9ページをごらんください。

神海地区は、補助事業費の組み替えによる補正で、消耗品費8万4,000円。管路施設設計委託料

90万 6,000円及び施設整備工事費 377万 7,000円の増額と設計監理委託料18万 9,000円、管路布設工事費 457万 8,000円の減額でございます。

真正地区も委託料と工事費 1,064万円でございますが、これにつきましても組み替えでございます。水道管等移転補償費 2,458万 5,000円のうち、水道管移転費は 2,194万 5,000円でございます。これは、請負差金等により下水道管の布設延長の増加に伴い、水道管の移転補償費を追加させていただくものでございます。また、工事に支障を来すため、電柱移転費 264万円を含んでおります。

続きまして、平成17年度水道事業会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。営業収益の受託工事収益 2,589万 5,000円は、真正地区農業集落排水事業に伴う布設がえ費用、開発に伴う給水取り出し費用及び建設課の工事に伴う費用の受託工事収益でございます。

営業費用の配水及び給水費の土地鑑定料は、配水池用地の取得に向けて鑑定をお願いするものでございます。財源は予備費からの組み替えでございます。

受託工事の委託料は、受託工事の設計委託料で、工事費は、別添、施工予定図のとおり、管路布設がえ工事 550メートル分 2,090万円と、開発に伴う取り出し工事25ヵ所分 260万円及び建設課の工事に伴うマキサゲ工事9ヵ所分 135万円でございます。

次に資本的収入でございますが、9ページをごらんください。

工事負担金は、土地開発公社所有地 —— これは都築紡績跡地でございますが —— に係る配水管拡張工事に伴う工事負担金でございます。

支出につきましては、配水設備拡張工事費は、土地開発公社所有地に係る配水管拡張分 157メートル 400万円と、真正地区の集排に伴う拡張 600メートル分 1,200万円でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（上谷政明君）

議案第82号 平成17年度本巣市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第82号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第83号 平成17年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第83号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

た。

議案第84号 平成17年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第84号については委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第85号 平成17年度本巢市水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第85号については委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第82号から議案第85号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。議案第82号は3委員会、議案第83号は文教福祉委員会で、議案第84号と議案第85号は産業建設委員会でそれぞれ審査をお願いします。

お手元に配付のとおり、全国市議会議長会より2件、ゆきとどいた教育をすすめる岐阜県実行委員会より2件、意見書に関する文書が届いております。それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。真の「地方分権改革の早期実現」に関する意見書についてと議会制度改革の早期実現に関する意見書については総務企画委員会に、30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてと義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書については文教福祉委員会に、議長から付託しますので審査をお願いします。

また、本日各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してありますが、念のために、各常任委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は12月12日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で、文教福祉委員会は12月13日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で、産業建設委員会は12月14日午前9時から系貫分庁舎2階特別会議室で開催いたします。

散会の宣告

議長（上谷政明君）

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

明日12月7日午前9時から全員協議会を開催しますので、御参集ください。

なお、12月8日から18日までは休会とし、12月19日午前9時から本会議を開催し、一般質問を行いますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員